

調査船「さいばい」「はやぶさ」ドライブ購入取付仕様書

第1 総 則

1 趣旨

令和2年度に実施する調査船「さいばい」「はやぶさ」（以下、「本船」という）のドライブ購入取付内容及び請負者が遵守すべき事項を定める。

2 業務の目的

不具合のあるドライブ部分を新替することで、船体を適正に保守、維持するため。

3 業務期間

契約締結日から令和3年3月12日（金曜日）まで。

4 注意事項

- (1) 請負者は、契約書及び仕様書の事項を遵守するとともに、当県の監督職員（以下、「監督員」という）の指示により作業すること。
- (2) 本仕様書に記載されている業務内容以外の事項又は必要とされる業務が発生した場合は、業務内容、業務期間及び費用について監督員と協議し、監督員の承認を得た後に実施すること。
- (3) 業務の施工にあたり疑義ある事項が発生した場合は、監督員と協議のうえ決定すること。
- (4) 請負者は、船体、機器、その他県の所有物を損傷しないよう、必要な予防措置を講ずること。
- (5) 請負者は、業務の実施に際して船体等の損傷又は機器等の異常を発見したときは速やかに監督員に報告し、指示を仰ぐこと。
- (6) 業務にあたっては、常に整理整頓を励行し、作業員及び本船・本船職員の危険防止に配慮すること。
- (7) 業務期間中必要と認める箇所及び監督員が指示した箇所に養生を施すこと。
- (8) 船体、その他の属具の管理は、請負者側で行うこと。
また、業務によって発生した廃棄物は、すべて請負者側が適正に廃棄処分を行うこと。
- (9) 船体の材質がFRP製であることから、損傷等を生じさせないよう細心の注意を払うこと。

5 使用する材料等

- (1) 本業務に使用する交換部品については、すべて請負者がその費用を負担し、手配すること。
- (2) 本業務に使用する交換部品及び材料は新品とし、JIS 規格品又は同等以上で、傷や欠陥のない良質な物を使用すること。

6 作動テスト

工事完了後は監督員立会のうえ作動テストを行い、正常な状態であることを確認すること。

7 損失補償

請負者の責めに帰さない場合を除き、業務中に発生した事故等により損害が発生した場合は、請負者が一切の責任を負い、請負者が自らの費用負担により補修又は損失の補償を行うこと。

第2 主要目

1 さいばい

(1) 船体

船質	F R P 船
主要寸法	長さ 6.77m × 幅 2.25m × 深さ 0.80m
総トン数	1.3 トン

(2) 機関

推進機関	ジーゼル 4JH3-HTZAY
製造者名	ヤンマー株式会社

(3) 最大搭載人員

船員	4 人
その他	7 人
計	11 人

2 はやぶさ

(1) 船体

船質	F R P 船
主要寸法	長さ 7.47m × 幅 2.39m × 深さ 0.82m
総トン数	1.7 トン

(2) 機関

推進機関 ジーゼル 4LHS-HTZAY
製造者名 ヤンマー株式会社

(3) 最大搭載人員

旅客 11人
船員 1人
計 12人

第3 業務内容

1 ドライブ取外し、新替

(1) 本船（さいばい及びはやぶさ）トランサムからドライブを取外すこと。

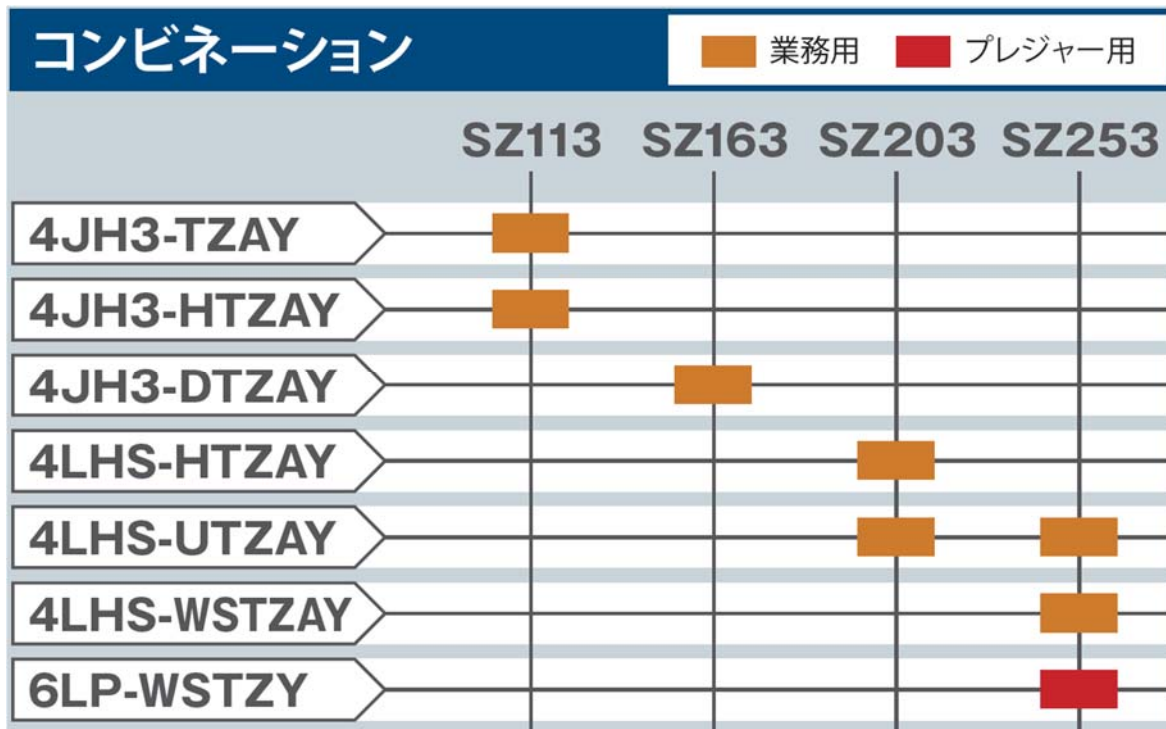
(2) 本船に搭載しているエンジンに適合したドライブを取付けること。

適合ドライブ

さいばい：ヤンマー SZ113

はやぶさ：ヤンマー SZ203

<参考>



2 プロペラ付け替え

本船から取外したドライブについているプロペラを、新替したドライブに付け替えること。

3 完成報告

請負者は、写真及び記録等を記載した完成報告書 2 部を提出すること。

なお、各工事の施工状況を明らかにするため、工事作業内容ごとに写真を提出すること。